

令和4年度 沼津市中央公園再整備に伴うワークショップ開催等及び
基本計画策定業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

中央公園（以下、「本公園」という。）は、市中心部に位置する公園として、昭和45年に開設以来、遊びや休憩、イベント会場などの様々な活用を通じて、市民の憩いの場であると同時に、地域活性化に寄与する役目を担ってきた公園である。

開園から50年が経過し、施設老朽化が目立つとともに「トイレの設置位置」や「南側広場の高低差」という課題がありながらも、「沼津夏まつり」や「THIS IS NUMAZU（沼津自慢フェスタ）」等の市内外から集客するイベント会場としての役割や狩野川河川敷との一体的な利用等、他の公園にはない多様な活用実績がある。

本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」を令和2年3月に策定している。

また、公園緑地全般において、より効果的・効率的な維持・運営管理が求められる一方で、市民ニーズの多様化・高度化への対応が必要となっているが、限られた財源の中で新しい公園緑地の整備や充実した維持・運営管理等の対応が十分に行き届かない状況となっている。今後、従来の行政主体での維持・運営管理を継続していくだけでは、地域や多様な市民ニーズに応えることは難しく、公園緑地が本来有する機能や魅力を十分に発揮することができなくなることが懸念される。そこで、平成29年に都市公園法等が改正され、公園を柔軟に活用した新たな事業展開が可能な状況となっている。

このことより、本業務は、前述の課題や活用実績を踏まえ、再整備の効果的かつ計画的な推進を図るため、有識者からの意見聴取や市民・利用者・民間事業者等を交えたワークショップを開催し、本公園の再整備に向けた機運の醸成を図るとともに、基本計画策定を行うことを目的としている。

業務の実施に当たっては、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析、及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が求められるとともに、新たな視点や社会資源の活用の提案とその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和4年度 沼津市中央公園再整備に伴うワークショップ開催等及び基本計画策定業務委託に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 令和4年度 沼津市中央公園再整備に伴うワークショップ開催等及び基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 令和4年度 沼津市中央公園再整備に伴うワークショップ開催等及び基本計画策定業務委託 公募仕様書 のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 契約金額 契約上限額 9,489,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市役所都市計画部緑地公園課

(〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内)

担当：渡邊、勝又

TEL：055-934-4796

FAX：055-934-2310

E-mail：ryokuti@city.numazu.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約候補者の選定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成4年7月1日施行)の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申し立て(更生開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申し立て(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)がなされていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例(平成24年沼津市条例第22号)に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 平成29年度以降に、仕様書に示すようなワークショップを開催した実績又はそれに準ずる実績があること。同種業務実績表(様式2)にて実績として認めるか否か判断するので、できるかぎり詳細に記載すること。
- (7) 2以上の者が共同体を結成して申請することを認める。その場合は、共同体として上記(1)～(6)条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は共同体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任を持つこと。
 - ② 参加申込み以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

④参加申込み時に、共同体を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

⑤各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 契約候補者選定スケジュール

内容	期間
参加要領等の公表	令和4年5月26日(木) ホームページに掲載
質問の受付	令和4年5月26日(木)から 令和4年6月1日(水)まで 17時必着
質問の回答	令和4年6月2日(木) 17時までにホームページに掲載
参加申込等	令和4年6月8日(水)まで 17時必着
参加承認の通知	令和4年6月9日(木) 15時までに電子メールで
企画提案書等の提出	令和4年6月10日(金)から 令和4年6月23日(木)まで 17時必着
選考会	令和4年7月4日(月) 予定
選定結果の通知	令和4年7月5日(火) 予定
契約締結	令和4年7月上旬

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要とし、共同事業者を結成した事業者は、(8)及び(9)を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部（様式1）

(2) 同種業務実績表 1部（様式2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

- (3) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4） 1部
- (5) 登記簿謄本等 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・法人登記している場合・・・履歴事項証明書
 - ・個人事業者の場合・・・代表者身分証明書
- (6) 財務諸表 1部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- (7) 納税証明書 各1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ① 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ② 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している場合・・・「その3」又は「その3の3」
 - ・個人事業者の場合・・・「その3」又は「その3の2」
- (8) 共同事業者協定書の写し 1部（様式自由）
- (9) 代表者への代表権委任状 1部（様式自由）

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ① 企画提案書提出届 1部（様式5）
- ② 企画提案書（様式自由）
- ③ 工程表（様式6）
- ④ 実施体制調書（様式7）
- ⑤ 見積書（様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入って

いる場合は受け付けない)、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。

②「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部提出する。

(3) その他、注意事項

①企画提案書について、A4判片面10ページ以内(表紙・目次・中表紙を除く)で作成すること(A3判による折込みも可能とするが、A3判は2ページカウントとする)。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は10ポイント以上とする。

②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。

③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。

④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 提案する内容

「令和4年度沼津市中央公園再整備に伴うワークショップ開催等及び基本計画策定業務委託 公募仕様書」の業務内容に示す部分について、提案を行うこと。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「令和4年度沼津市中央公園再整備に伴うワークショップ開催等及び基本計画策定業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 選考会(プレゼンテーション)

発表時間等は1参加者につき20分程度(質疑含む)を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格」を満たさなくなったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体がほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。

別表 評価項目

評価項目		配点	倍率	評価点	合計 配点
(1) 企画 提案力	①業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について全てを網羅された適切な提案となっているか。	10	× 1		60
	②沼津市中心市街地まちづくり戦略及び中央公園再整備基本方針を熟知し、本市および本公園の特徴、現状、課題などが十分理解した提案となっているか。	10	× 1		
	③課題点を熟知したうえで、Park-PFI 制度を含む民間活力導入事業者を呼び込む工夫がなされているか。	10	× 1.5		
	④本公園の未来ビジョンの実現に向けた創意工夫が感じられ、独自の提案となっているか。	10	× 1.5		
	⑤ワークショップ等が、機運醸成に資する取り組みとなるような構成となっているか。	10	× 1		
(2) 業務 遂行能力	⑥・同種業務又はそれに準ずる実務及びまちづくりに関する実績があり、ノウハウが活かされるか。 ・業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮される体制となっているか。	10	× 1		40
	⑦・配置予定者の専門性は十分か。 また、柔軟な発想で事業手法を検討できる、豊富な業務経験を持つ担当者が配置されているか。 ・提案内容を確実に実現するための手法等について十分な説得力があるか。	10	× 1		
	⑧・事業を円滑に進められるような体制であるか。 ・市内事業者等と連携が取れているか。 ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か。	10	× 1		
	⑨・業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。 ・業務を円滑に進められる体制となっているか。	10	× 1		
					100

※ただし、合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。